

令和5年度

埼玉県起業支援金

2次募集のご案内

県内の対象地域における社会的起業を応援します！

対象地域 (※) におけるデジタル技術を活用した

①地域課題の解決を目的とした起業または②Society5.0 関連業種等の事業承継・第二創業に対し、

最大140万円(補助率 1/2 以内)

を支援します。

<対象地域> ※下記10市町村での起業等が対象です。

**秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町
皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町**

- 募集期間 令和5年6月29日(木)～7月31日(月) 17:00 必着
- 審査結果公表 令和5年9月中旬(予定)
- 事業実施期間 交付決定日～令和6年1月31日(水)
※交付決定日：事務局が発行する交付決定通知に記載された日となります。
- 活用事例 カヌーによる自然体感ツアー運営、西川材を使用した木製品の製作・販売
秩父の自然に触れるカフェとプライベートキャンプ場運営、葬儀運営請負

※詳細は下記の埼玉県起業支援金のホームページにてご確認ください。

<https://www.saitama-j.or.jp/sogyo/soudans/kigyoshien/>



埼玉県起業支援金事務局

公益財団法人埼玉県産業振興公社

(創業・ベンチャー支援センター埼玉)

さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階 TEL: 048-711-2222

埼玉県起業支援金の概要

対象となる方（主な要件）

- ・（起業の場合）令和5年4月1日以降、本事業の補助事業期間完了日までに、本事業の対象地域で個人事業の開業届出または会社等の設立を行い、その代表者となる者であること。
- ・（事業承継・第二創業の場合）令和5年4月1日以降、本事業の補助事業期間完了日までに、本事業の対象地域で事業承継・第二創業を行う者であること。
- ・県内に居住していること、または本事業の補助事業期間完了日までに県内への居住を予定していること。

対象となる事業（主な要件）

対象地域においてデジタル技術を活用して実施する地域課題の解決に資する社会的事業

※社会的事業とは、次の（ア）～（ウ）の全てに該当するものであること。

- （ア） 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること（社会性及び必要性）
- （イ） 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であると見込まれること（事業性）
- （ウ） 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）

※事業承継・第二創業の場合は Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野で実施する新たな事業であること。

対象となる経費

起業または Society5.0 関連業種等の事業承継・第二創業に要する経費

（人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等）※前記の費目でも一部対象とならない経費もあります。

受付機関

対象地域の商工会議所・商工会で申請を受け付けます。

<お問い合わせ先>

埼玉県起業支援金事務局（公益財団法人埼玉県産業振興公社）
さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階
TEL：048-711-2222
Eメール：kigyoshien@saitama-j.or.jp

